

令和5年11月17日
共 産 党

電動キックボードの規制強化を求める意見書（案）

令和5年7月から電動キックボードの規制を大幅に緩和した改定道路交通法が施行された。従来の道路交通法では、運転免許証が必要とされていたが、最高時速20キロ以下などの車体を対象に免許不要になった。低速時は歩道走行も可能となり、ヘルメット着用も努力義務へと緩和された。

令和2年から令和5年1月までに電動キックボードに関わる人身事故は76件起きている。人身事故の件数は、令和2年は4件だったが令和4年は41件と約10倍に増えており、初の死亡事故も発生している。

また、警察庁は、規制緩和後の令和5年7月の1カ月間の電動キックボードについて、人身事故7件、違反406件あったことを発表した。双方とも年換算すると令和4年の2倍を越すペースであり、交通違反の46%は信号無視であった。他にも、歩道への進入や酒気帯び運転も報告されている。

これまで、運転免許を持っている人は自転車走行の時も安全で法規制を順守した運転傾向が高いとされてきた。それは、免許試験合格のためルールやマナーの学習、免許更新時の講習などで交通安全教育が義務付けられているためと考えられている。

電動キックボードの普及が先行していた欧米では問題が深刻化しており、免許を必要としたり、ヘルメットの着用義務を拡大したりする動きが出ている。

よって、板橋区議会は、政府に対し、電動キックボードの規制強化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

国土交通大臣 宛